

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4

氏 名 有限会社谷田建設  
取締役 谷田 政行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日 平成25年10月22日

許可の有効年月日 平成30年10月21日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上8種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
破碎・選別	金属くず（がれき類に付着したものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
焼 却	紙くず及び木くず 以上2種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破碎施設	破碎・選別施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	上記の中間処理業（破碎・選別）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	佐賀市大和町大字久留間字横馬場十角2755番1
設置年月日	平成18年1月25日	平成12年7月24日
処理能力	4.2t/日（8時間）	320t/日（8時間）
許可年月日		平成13年2月1日（みなし）

種 類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	小城市三日月町織島西四本一割1034番1
設置年月日	平成18年1月20日	平成25年11月6日
処理能力	廃プラスチック類：1.4t/日（8時間） 紙くず：1.2t/日（8時間） 木くず：2.2t/日（8時間） 繊維くず：0.49t/日（8時間） ゴムくず：2.1t/日（8時間）	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：30.40t/日（8時間） がれき類：34.00t/日（8時間）
許可年月日		平成25年10月6日
許可番号		佐賀県指令25循環第6号

（裏面へ）

種 類	固化施設	焼却施設
産業廃棄物の種類	上記の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て	上記の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箆3037番1	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箆3037番1
設置年月日	平成20年9月1日	平成13年5月11日
処理能力	756㎡/日（8時間）	0.3t/日（8時間）

種 類	破碎施設（固定及び移動式）	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）	上記の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	小城市三日月町織島字三本三割909番1
設置年月日	平成22年12月1日	平成24年7月15日
処理能力	1.9t（8,640本）/日（8時間）	廃プラスチック類：220.8t/日（8時間） 紙くず：195.2t/日（8時間） 繊維くず：44.0t/日（8時間） 金属くず：327.2t/日（8時間）

種 類	破碎施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くず
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1
設置年月日	平成24年10月15日
処理能力	廃プラスチック類：2.32t/日（8時間） 紙くず：2.00t/日（8時間） 木くず：3.68t/日（8時間） 繊維くず：0.80t/日（8時間）

### 3. 許可の条件

県内で移動して施設を使用する場合は、解体現場の敷地内に限る。 以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年10月22日 更新許可

平成25年11月20日 変更届 破碎・選別施設（平成21年6月2日設置）及び圧縮施設（平成18年5月1日設置）の廃止並びに破碎施設（平成25年11月6日設置）の追加 以下余白

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

## 許可の状況

(産業廃棄物処分業)

氏名	有限会社谷田建設	許可番号	04121010254
住所	佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4	電話番号	0952-62-7888
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可 変更許可 変更届 更新許可 変更許可	平成5年10月22日 平成6年7月21日 平成8年3月19日 平成10年10月22日 平成11年11月16日	4121010254	中間処理業 中間処理方法(破碎)の追加 住所の変更  産業廃棄物の種類(ガラスくず及び陶磁器くず)及び破碎施設(移動式)の追加
変更届	平成12年7月24日		破碎施設の廃止(設置:三日月町)、追加(設置:大和町)
変更許可	平成12年9月29日		中間処理(固化、選別)、産業廃棄物の種類(汚泥、金属くず)の追加
変更届	平成13年5月18日		施設(焼却炉)の廃止、追加及び処理能力(破碎160t/日→320t/日)の表示変更(最大能力)
変更届 更新許可 変更届 変更届	平成15年10月15日 平成15年10月22日 平成17年9月27日 平成18年8月31日		焼却施設の設置場所の変更  代表者の変更 破碎施設の廃止及び設置(6.97t/日→4.2t/日)
変更許可	平成19年3月27日		中間処理業(破碎)における産業廃棄物種類の追加及び中間処理業(圧縮)の追加
変更届	平成20年10月16日	04121010254	固化施設の廃止及び設置(128㎡/日→756㎡/日)、産業廃棄物の保管場所の所在地、面積、保管上限、及び最大保管高さの変更
更新許可	平成20年10月22日		事業の範囲及び施設の記載修正(中間処理業(選別)→中間処理業(破碎・選別)、破碎施設(320t/日)選別施設(8t/日)→破碎・選別施設(320t/日))
変更届 変更届 変更許可	平成21年7月21日 平成23年2月18日 平成23年4月8日		破碎・選別施設(1400t/日)の追加 役員の変更及び代表者の役職名の変更 中間処理業(破碎)における産業廃棄物の種類(金属くず)及び破碎施設2基の追加
変更届 変更届	平成24年8月10日 平成24年10月26日		破碎施設(移動式)の廃止 圧縮施設(平成24年7月15日設置)及び破碎施設(平成24年10月15日設置)の追加並びに産業廃棄物の保管場所の変更
更新許可 変更届	平成25年10月22日 平成25年11月20日		破碎・選別施設(平成21年6月2日設置)及び圧縮施設(平成18年5月1日設置)の廃止並びに破碎施設(平成25年11月6日設置)の追加

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。